

表1-61 畑方1反歩全収穫算則

場所	管内平均 上中下	18大区相模国 高座郡円蔵・ 矢畑村辺一 ノ地	22大区相模国 大住郡下大槻 ・土屋村辺上 等ノ地	4大区武蔵国 橘樹郡渡田・ 中島村辺上等 ノ地	8大区武蔵国 多摩郡木曾・ 根岸村辺上等 ノ地
肥代金 (1)	円錢 1.50	円錢 2.00	円錢 1.75	円錢 1.50	円錢 2.00
但	平均通常ノ培 養	根肥下糞貝藻 或ハ、ツクネ 等ノ代金1円、 ウワ肥トシテ 下肥8荷ヲ用 ユ代金1円	根肥油粕2玉 半代金1円、 ウワ肥トシテ 下糞ヲ用代金 75錢	根肥下糞4荷 代金50錢、 ハ肥トシテ 8荷代金1円	根岸糠2俵代 金1円50錢、 根岸灰下肥共 代金50錢
收穫麦 (2)	石 1.1	石 2.2	石 2.1	石 2.0	石 1.9
豊	1.3	2.4	2.3	2.2	2.1
平	1.1	2.2	2.1	2.0	1.9
凶	0.9	2.0	1.9	1.8	1.7
此代金 (3) 相場麦1石ニ 付1円75錢	円 1.925	円 3.85	円 3.675	円 3.50	円 3.325
此代金 (4) 1割5分(種肥料)	円 0.2888	円 0.5775	円 0.5513	円 1.525	円 0.4988
前肥代ト差引 (4)-(1)	円 (-)1.2112	円 (-)1.4225	円 (-)1.1987	円 (-)0.025	円 (-)1.5012
此麦 (6)	石 0.6921	石 0.8128	石 0.685	石 0.5575	石 0.857
引残麦(全収 穫)(2)-(6)	石 0.4079	石 1.3872	石 1.415	石 1.4425	石 1.043
外麦 (8)	石 0.4921 是ハ夏作モノ 收穫ヲ以テ酌 量足シ合	石 0.6128 是ハ夏作大豆 等ノ收穫ヲ以 テ酌量シ合	石 0.435 是ハ夏作毛ヲ 以テ酌量シ足 シ合	石 0.5575 同左	石 0.5078 同左
県官見込收穫 麦	8等乙 石 0.9	1等甲 石 2.0	2等甲 石 1.85	3等甲 石 1.7	4等甲 石 1.55

注 1 「以下ノ等級ノ順次此概略ニ做フ」。
2 添田家文書より作成。

しかし、県は、一八七六年五月、小作米金による地位等級設定を行っていない旧足柄県を管轄下に収めたことよって、改めて、全管を通しての改租額予想、收穫・地価予定額を算定する必要に迫られた。

よって、県は、前述のように、六月、全管村々に「田畑養肥取調書」を提出させ、

さらに、一横範村組合ごとに編成した地位等級表(区内表・甲表)と、これをもとに編成した「横範各村ヲ連合シ夫ヨリ一大区内ニ連及」した大区地位等級(比較)表(大区表・乙表)を十一月ごろまでに提出させ、これらによって、まず、管内平均一反歩当たり田畑予定収穫高を算定し、もって各村地位等級別収穫・地価決定のための目途とした(表一六〇・一一六一前掲添田家文書)。

これは、等級別の反当たり予定収穫高を、それぞれの所要養肥量・平年収穫高から算出したもので、さらにこの各等級別予定収穫高を平均して、「県官見込」の県平均反当たり予定収穫高をも示している。それは、田では米一石二斗五升で、七等乙に属し、畑では麦九斗で八等乙に当たるとなる。この等級が、県平均の収穫高を表示することになる(注4)沢木論文、渡辺隆書「神奈川県地租改正事業の特色」『神奈川県史研究』第四号)。なお等級は、前述のように一斗間隔で付けられたが、村方では便宜上一等級を五升間隔の甲乙に分けることが認められた。このばあい、七等乙は、八等甲と一斗の差があり、七等甲とは五升の差がある。さて、この算則では、田は、「養肥取調」で判明した所要肥料代が、地方官心得検査例一則(自作地)の規定する種肥代(収穫の一割五分)を超過する分だけを、平年収穫高から減らした額が、等級予定収穫高となる。畑は以上のようにして得た額に、夏作の収穫高が加算され、それが等級予定収穫高となる。すなわち、田方では、実際の収穫高よりかなり低い額が、等級予定収穫高とされ、畑方では、夏作が加算されるので、実際収穫高と少差の低額となる。

こうした目途を立てた県は、一八七六(明治九)年十二月から一八七七年一月にかけて、管下各村に、等級ごとの収穫書上(「田畑其他収穫地価算量書上」)を命じた。その雛形の奥書には「右は税法御改正に付、田畑其他収穫地価算量の儀、全村地位等級を以四囲村に比準し、適実の取調候処、書面の通りにこれ有り、因て此段申上候也」とあって地価も記載する欄があるが、その注記に地価は、「算出記載におよばず此条明置へし」と指示されている。これによって、県は、右の田畑「一反歩全

表1-62 田1反当たりの県指し算則による試算表

	肥代金	収穫摘要
二石収穫米	円	石
	5.00	1.230
	4.50	1.342
	4.00	1.455
	3.50	1.568
	3.00	1.680
	2.50	1.790
一石八斗収穫米	2.00	1.904
	4.50	1.108
	4.00	1.220
	3.50	1.332
	3.00	1.445
	2.50	1.561
	2.00	1.668
一石六斗収穫米	1.50	1.780
	4.00	0.986
	3.50	1.098
	3.00	1.209
	2.50	1.320
	2.00	1.434
	1.50	1.545
一石四斗収穫米	3.00	0.973
	2.50	1.090
	2.00	1.198
	1.50	1.310

注 第5大区区长田村義員「控」より作成

収穫算則」にもとづき、村方が等級別収穫高を計上することを求めたのである。

県がことさらに、実際収穫高より低い収穫高の計上を求めたのは、旧神奈川県当時の、全体としてやや新租増（田方減・畑方増）という改租見込みを維持していたからと思われる。すな

わち、県は、さきに見込みにより、小作入口米金等級別に予定地価表を作成したのであったが、ついで、これにもとづき地方官心得検査例の自作地算則による、収穫高等級別予定地価表をも作成していた。⁽⁶⁾ それによれば、ここに用いる収穫高を、小作入口米金額に、三分の二を乗じた額とすれば、ほぼ同一の予定地価が得られる計算であった。つまり、ある等級の土地について、その等級の基準となる小作入口米金、またはその三分の二にあたる収穫高のいずれから計算しても、ほぼ同額の地価が得られることになっていた。しかし、この計算には、全作徳から地価を資本還元する利率に、自作地の極度とされた七分利を用いていた。しかし、旧足柄県合併後の時期にいたって自作地の地価算定に七分利の使用を許さず、検査例が示す六分利を用いるとする改正事務局の方針が明らかになった（改租穀価も一石につき米五円一五銭、大麦一円七五銭に改訂）。これらによって計算するときは地価は大幅に昇進することになる。したがって、当初見込みを維持しようとするれば、上記のごとき操作で収穫高

を低下させる必要があったわけである。また、このとき、表一―六二試算表が示すように、肥代金の多寡を加減することによって、等級の組替えや等級の細分化を行うことが可能となった。右表によるときは、田方の反収を四段階に分けることで、おのずから二四段階の等級区分がなされることになる。こうして、収穫書上げをめぐる、さらに地位等級編成が検討されることになった。ところが一八七七年二月西南戦争が勃発し、地租改正事務局は、戦争終結の九月まで、一時改租事業の村方での推進を中止させた。しかし、神奈川県では、四月から七月にかけて、改正事務局から浅井謙蔵・池田緯太郎の二名が出張して来て、模範村を再度「一視通観として」巡回し、「嘗て村方差出せし表簿と検査官の見込表とを対照し余考に要せん」(注③)と同じ)とした。

其区地位等級撰定、模範地村、実地再巡視トシテ、地租改正事務局官員二名へ当課御用掛高橋佐吉郎附属、来ル四月一日当地出發、左ノ区順廻村致シ候条、模範村ニテハ戸長及心得候村吏切図持參、村境へ出張案内可致候、且休泊等ハ差紙可申付候間、總代人ニ於テ廻村順之都合ニ寄可被取計候、此達章早々順達可被致候也

十年三月卅日

神奈川県

第五大区

第十大区

第十一大区

第十二大区

第十三大区

右地租改正取調掛總代人御中

尚以五大区ニテハ一日午前第十時小杉村江總代人出張可被致候也⁽⁷⁾

七月、巡視を終えた出張局員は、県掛官と、關管連合表（全管連合表）編成の協議に入った。席上、局員は、従来の「收穫米麦尅斗内外ヲ以テ一段階トナシ」た等級分けを、「薄地末等ニ至リ位当ニ苦ムモアリテ窮屈」という理由で「尅斗五升ノ段階ニ更正スル」ことを提議し、県官も賛成し、直ちに全地租改正取調掛総代人・区長を召喚し会議を開き、それを「速ニ決議」した。一斗五升段階に区分するというのは、従来の一等級を甲・乙・丙の五升間隔にさらに区分することである。

この決議により、総代人らは「尚商議ヲ尽シ、各区既ニ毎村ノ收穫上ニ於テ斟酌セザルヲ得サルモノハ、表面数字ノ段階ヲ昇降シ、内部ニ甲・乙・丙ヲ有セシヲ彼我權衡ヲ要シ、實際適当ニ至ラシメント數回算量ヲ為シ、折衷以テ整合ヲ表」わし、隣大区接壤村々の連合等を再組織し、九月「更正表」を完成した。これは「關管完全セシモノナレハ容易ニ之レヲ動ス可ラサルモノト」し、十二月中に各村から請書を徴収することとした。

しかし、これに対し、第一一大区の全五五か村、第一二大区のうち二四か村、第一四大区のうち二七か村、第一五大区のうち一か村、第一七大区のうち五か村、計一二か村は調印を拒み、一八七八（明治十一年三月にいたっても応じようとしなかった。一八七七年十二月二十六日付第一一大区各小区正副戸長連印の上申書は次の通りである。

上 申 書

第一一大区 各村

右は地租改正ニ付、田畑等級之義尅斗之段階を以書上候処、此度尅斗五升之段階ニ更正シ、關管聯合表御編製相成、夫々御參査之上、当区内、野塩村を元トシ、村位ト合、比準等御説示相成候得共、過般差出候当大区等級表とハ段階ニ差異も有之、然ルニ顛末收穫額御命令無之、特ニ尅斗五升之格而已ニ而ハ何分了解難仕、尤右位当を以收穫地価算量ニ可為用旨被仰渡ニ付而ハ、当区尅等地ハ聯合表四等ニ適循いたし居、殆高等ニ被存、且当大区江接続之村々ニおゐても少異有之、右ハ何レも收穫上比格之表目ニ付、管内尅等地ハ收穫之數位何程より起計スト申義不相分候而ハ、此度御編製相成候聯合表へ調印仕兼候旨、一同申居候間、私共連署を以申上仕候也

表1-63 神奈川県田畑1反当たり収穫高地租改正決定額

区分	改正事務局案(1)	神奈川県見込額(2)	決定額(3)
田(米)	石 1.315	石 1.250	石 1.264
畑(麦)	1.016	0.900	0.969

注 (1)(2)は「関東各府県見込ノ租額ト局見込トノ比較増減」大隈文書A2047 早稲田大学蔵。(3)は「神奈川県管下之内改租承服1212カ村新旧租額比較表」(「明治初年地租改正基礎資料」下巻)。

明治十年十二月廿六日

(人名略)

要するに、「更正表」を提示されたが、この等級表によってどれだけの収穫高が算量されるかわからない状態では、調印いたしかねるといふにある。県は、「未タ予定伺済己前ニシテ概略ノ見込ヲモ組ミ難キ旨」を申論したが(注③に同じ―後述のように、このころにはすでに伺済みとなっている)、「頑論而已申募誘説ノ道無之」、請書をとらぬまま、放置せざるをえなかった。

県も、右のべてているように、九月改正事務局との折衝で、全管予定収穫高が、伺済みとなるまでは、これを総代人らに示しえなかったのである。しかし、九月、地租改正事務局は、関東諸府県地方長官(または次官)に來局を求め、硬軟種々折衝の末、収穫量の最終決定を行った(大蔵省蔵 松方文書)。神奈川県では、長官所労のため代理として添田権大属が、全管調整を終えた等級表・収穫一反歩当たり平均額算出の簿冊を携えて出席し、局見込では「到底民力に堪えがたし」と論弁し、結局「局官の調成したる収穫予定の内、幾分か減石更正して確定の石数御書正しに相成」った(注③に同じ)。すなわち、表一―六三のごとくである。決定額は、神奈川県案より、田で一升四合、畑で六升九合の増額であった。ついで使用利子額も、六分と確定し、ただ深山僻邑(へまが)の地には六分五厘ないし七分の利子を用いることが認められた。

県は、これにもとづき、既成の等級表によって、全管一村限収穫地価を算量し、これを各村に承諾させる作業にとりかかった。一八七八(明治十一年)四月、ようやく、「改正御施行御請書」が、都筑・久良岐・三浦・鎌倉・高座・大住・洵綾・足柄上・足柄下・愛甲の各郡村々から提出され、同六月、

橘樹・多摩・津久井各郡から提出された。これらは、県令またはその代理添田二等属が、出張改正事務局員とともに巡回し、請書をとったものである。

なかで第二三大区津久井郡の山奥部村々は、平野寄りの隣大区のみと接するため、均衡上、等級が上昇し、苦情を唱えてやまなかった。これに対し県は、第二〇大区の相模原、第一八大区の海岸砂浜地帯に、現況は芝地であるにもかかわらず丈量検査の際畑地とした部分があり、これに歉下年季を附すると、この部分の予定收穫高、麦五三三一石が減少する。県は、この減少高を、津久井深山の村々に改正局の許可を得て「特別に分当」して收穫高を減らすという便宜の措置をとり、苦情を抑えた（注③に同じ）。しかし、三浦郡のうち一五か村（第一四大区）、鎌倉村のうち七か村（第一七大区）、前述した多摩郡第一一大区全村、第一二大区のうち川東村々は、「改租ヲ増額ナリト云々申唱」え容易に請書に調印せず、県はやむをえず懇諭の末、出張改正局員と協議し、第一一、一二大区各村に対してはその減租要求願書に「上申之趣ハ改正年度（五年後の地価改定が地租改正条例追加第八章で約束されていた）ニ至リ兪議之上、何分ノ所断及候儀ト相心得ヘク事 神奈川県印」と奥書してようやく請書をとることができた。第一一大区各村が請書を提出したのは、七月のことである。

一般に小区から提出された請書は次のような文言のものであった（『町田市史料集』第七集）。

改租御施行御請書

右者地租御改正ニ付、当小区内田畑宅地之義者毎村ニおゐて地租等級ヲ立、隣村接壤地等者各自立会、比準ヲ要シ、嘗テ表目上申致シ候ニ付、彼我権衡等夫々検査之末、全管聯合表御編製、各等級段階等御示告之趣、予テ承認仕、則右位当ニ基キ、收穫地価等精密御調理法復御細議之上、算出表御示シニ相成、篤与視認候処、実地ニ於テ不適當之義も無之、右ヲ以各段階之收穫地価算量候トキハ、前記ノ如クニ有之該地価ニ応シ、御成規之通地租御賦税相成候ニおゐてハ、聊違義無御座候、依而連署御申請上候也、但シ毎筆算量ニ付而者、全村総計上ニ



改正地券

大久保稔氏蔵

致り、金額 四拾五入目位 差異生スル分有之候共、都而寄上之儘記載差出候義与可相心得、尚御示命之趣、逐一承知奉畏候也
止ナルヲ以

明治十一年六月七日

神奈川縣權令

野村 靖殿

第八大区三小区各村

總代人

村用掛

戸長

地租改正取調掛總代人

右但書にあるように、村内各筆に計算して地価額を記入する作業は、この請書提出後に行われた。なお、第一七大区鎌倉郡瀬谷村外六か村は、遂に最後まで承服せず、改正事務局から七等出仕有尾敬重が自ら同村々へ対し説諭を加えたが、「頑民固結して誘説の道相絶」え、県は止むを得ず、この七か村を除いて一八七八（明治十一年）七月二十五日出張改正局員の復命書とともに、一八七六年度からの新租施行伺を提出し、八月六日改正事務局の允可を得た。また右七か村に対しては、明治九年五月太政官六八号布告を適用し、「近傍類地等の比準を取り、相当の地価を定めこれに地券を渡し收税」することに決した（『通史編』4近代・現代(1)一覽ページ）。

なお、山林原野については、以後改租事業に着手し、一八八〇年九月（改正事務局による山林原野雑地等地租改正許可）にいたって完了した。

表1-64 神奈川県各地租改正による地租の増減

	改正局見 込額 (1)	県見込額 (2)	決定額 $\frac{3}{100}$ (3)	明治10年以 降租額 $\frac{2.5}{100}$ (4)	旧租 (5)	新旧租比較 (3)-(5) (4)-(5)
田	48,912	465,062	465,328	387,774	539,984	(-)74,656円 (-)152,210
畑	330,779	292,806	302,534	252,112	125,298	(+)253,675
宅地	72,016	42,834	64,534	53,779		(+)190,514
市街地	20,754	12,834	11,905	9,921		
計	912,671	813,536	844,301	703,586	665,282	(+)179,019 (+) 38,304

注 (1)(2)は「関東各府県見込ノ租額ト局見込トノ比較増減差引書」大隈文書A2047 早稲田大学蔵。
 (3)は「神奈川県管下武蔵相模国之内改租承服 1212 カ村新旧租額比較表」『明治初年地租改正基礎資料』下巻。
 (4)同上から算出。

表1-65 地租改正による増減租の村数

地区別	増租の村数	減租の村数	増減租額
南多摩郡 55 か村	54	1	(+)14,710円
橋樹郡 121 か村	19	102	(-)20,913

注 南多摩郡は沢木武美「地租改正による神奈川県内陸部畑作地帯の増租と小作料」(注(4)参照)。橋樹郡は「明治6, 7, 8, 3ヶ年旧租平均改租百分ノ二ヶ半ト差引」(添田家文書)。

改租の結果

壬申地券交付から数えれば、明治五年(一八七二)五月にはじまり、一八八〇(明治十三)年九月にいたる七年四か月の歳月を費し、地租改正事業は終結を迎えた。この間、担当村吏はもちろん、一般農民のこれに投じた労費はばく大なものであった。改租に要した民間の費額は、公式に計上されたもので七四万八二六七円余(「府県地租改正紀要」上)、その他に地券発行業務にあてる費用として地券証印税一四万二二五八円余が徴収されている。この合計八九万〇五二五円は、改租後における一年分の田畑宅地地租八五万五〇四二円を優に上回る金額である。こうした長期にわたる歳月と多額の労費を費して、農民が得たのは、所持地に対する私的土地所有権(地券)と重い地租の納付義務とであった。地租改正によって県の田畑宅地合計地租は増加した(表一六四)。一八七七年以降地租は、土地百分の二・五に減額されるが、その減租後の額と対比しても、旧租に比し

三万八〇〇〇円余の増加となっている。その内訳は、田方減租・畑方増租で、畑方の著しい増租が、田方での減租額を上回っている。ここに、畑地勝ちの神奈川県における地租改正の特色があらわれている。畑方での増租は、すでに当初の段階で県が見込んでいたところであるが、一八七七年減租の後でさえ、旧租の二・五倍という農民にとってきびしいものであった。しかも、ここでいう旧租は、明治六、七、八年の貢租額の平均、すなわち、明治五年（一八七二）政府の安石代廃止措置で畑租が倍増した後の額である。したがって、旧幕期の畑租と対比すれば、新租の増加は四倍以上に達するであろう。したがって、地租改正は、県下でも、とりわけ内陸畑作地帯（多摩・高座・津久井・愛甲郡等）に深刻な影響を与えた（注④沢木論文）。畑作地帯南多摩郡のうち五五か村と水田地帯橋樹郡一二一か村との改租による増減傾向を対比した表一―六五は、南多摩郡が、地租を地価百分の三としての計算なので、いくらかの斟酌を要するが、畑作地帯増租・水田地帯減租の傾向は明らかであろう。この結果はやがて、明治十年代後半において、畑作、とくに養蚕地帯の農民に深刻な影響をおよぼすこととなった。

注

- (1) 「地租改正位当部分書上 第五大区四小区末長村」川崎市高津区 中山清家文書。
- (2) 「明治八年十二月 反別等級上達止 第拾壹大区拾小区長」東京都東大和市蔵敷 内野禄太郎家文書。
- (3) 「明治十二年十月 河野少書記官殿ヨリ推問ニ付呈ス 地租等級組織方法及改租調理順序施行差示ニ至迄概略手続書 添田」横浜市鶴見区 添田茂樹家文書。
- (4) 沢木武美「地租改正による神奈川県内陸部畑作地帯の増租と小作料」（神奈川県大学大学院『研究論集』第一号）。関順也「多摩の地租改正」『創価経済論集』六卷一号。
- (5) 「第九大区地位等級比較表」第九大区九小区横川村 横川家文書、八王子市 鈴木弘明氏蔵。「第八大区地位等級比較表」四小区図師村 鈴木弥右衛門、『町田市史史料集』第七集。「第二十大区村々地位等級比較表」座間市 大矢純一家文書。

- (6) 前掲「地租改正雑集 弐」。第五大区地租改正総代人田村義員(区长)「控」筑波大学蔵 川崎市高津区 田村家文書。
(7) 「明治十年一月起公用日誌 田村」前掲田村家文書。

第四章 維新期の神奈川県財政

明治前期の地方行財政制度は、日本全体についてそうであるように、神奈川県の場合も一八七八（明治十一）年のいわゆる三新法（「郡区町村編制法」、「府県会規則」、「地方税規則」）の制定を境にして、二つの時期に分けて考えることができる。それに先立つ一〇年間は、さまざまな試行錯誤を重ねながら、古い封建的な制度を改廃して、新しい時代に適応する制度をつくり出していった時期であり、三新法がそのいちおうの到達点をなしているのである。もっとも、神奈川県の場合はのちにみるように、三新法の適用に当たって、他の諸県と多少趣を異にし、東京や大阪などとともに市部（区部とよばれた）と郡部とで、県の財政を分離する制度が採用され、その制度が県の行財政のうえで大きな意味をもったから、時期区分の画期をその導入の一八八一年にしたほうがよいのかもしれない。しかし、それも三新法体制の一変種なのであるから、広い意味ではやはり三新法を画期とするといつてよいわけである。したがって、「明治維新期の神奈川県経済」を対象とする本編で財政を採り上げる場合、維新のはじめからこの時期までを扱うのが適当であろう。

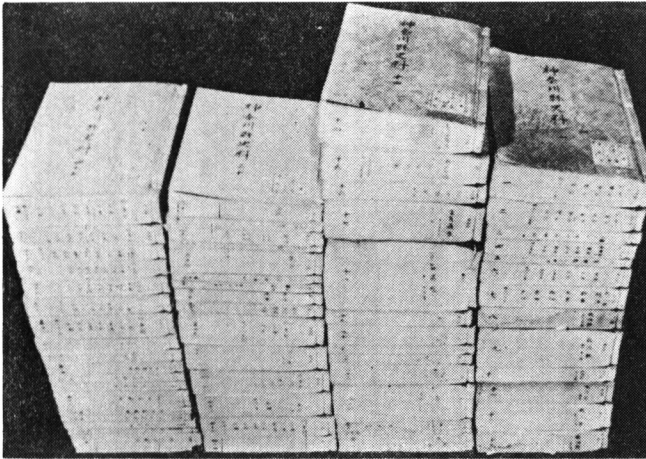
第一節 県財務機構の整備

明治元年（一八六八）四月二十日、旧幕府の神奈川県奉行所が新政府に接收されて神奈川県裁判所と改称され、新しい時代の県行政が、したがって県財政が発足することになる。この時、同裁判所の管轄はわずか一万二〇〇〇石だったが、間もなく周囲一〇里郡内の所轄へと拡大された（県立図書館『神奈川県史料』第一巻二二ページ。以下、本書を示す場合はたんに『県史料』と記し、同『県史料』の他の巻を示す場合にのみ、たとえば『県史料』第四巻のように、巻数を記す）。ところで、神奈川県の場合は、はじめから他府県とはかなりの違いをもっていた。というのは、本県は維新时期に中央政府が全国一律に策定する地方行政財政制度では処理しきれない問題をかかえており、それが成立当初の本県の行政機構にも反映されたからである。本節では、その点を中心にして、この時期の行政機構の変遷をたどることにしよう。

一 県行政機構の特徴

対内・対外の 二重行政機構

維新の動乱期にも、横浜ではたいした混乱なく平穩裡に幕府から新政府へと支配が移行したが、その背景には、イギリスをはじめ当地にある外国勢力の武力による横浜管理があった。いうまでもなく、開港地として横浜は外国人居留地をもっており、旧体制崩壊と新体制成立との間隙に生ずるであろう混乱をさけるために、たんに居留地の



『神奈川県史料』全巻

内閣文庫蔵

みならず横浜全体について、一時的な外国の管理がなされ、新旧権力は双方ともこれを尊重したからである（くわしくは横浜市『横浜市史』第三巻上第一章を参照）。ここに示されるように、横浜＝神奈川県は他に例をみない特殊な対外関係をもっていて、それが成立当初の県行財政機構に著しい特色を与えることとなる。もっとも、成立当初はほとんどすべて旧神奈川県奉行の制度

をそのまま引き継ぎ、機構や役職の名称を変えたにとどまっていた。まず、神奈川県裁判所を横浜裁判所と戸部裁判所に分け、それぞれを対外・対内行政の担当とした。両裁判所はのちに合併されるが、その際はそれぞれ神奈川県（明治元年六月に神奈川県から改称）の外政局と内政局となり、つづいて九月に府が廢されて県となっても、この制度は引き続く。なお、明治三年（一八七〇）二月には、内政局・外政局の呼称が内庁・外庁と変わったが、二本建ての組織はそのままである。いま、『県史料』にしたがって、内政局・外政局の組織を図示すると、左のようになる。

ここでは、内政担当の知県事は、同時に外交担当の外国官判事を兼ねており、かれに統率される内外担当の組織は、いずれも等しい機構をもっている。当時はまだ全国的な府県行政組織は定められていなかったが、しかし、こうした内政外政について、たがいに同じ比重をもつ組織をもった府県は他に見当たらないのではなからうか。それぞれの役職の職務は、『県史料』一一九ページ以下に記されているが、そのうち財務に関するものが

る。なお『県史料』一二二ページをも参看されたい。こうした対内・対外にわたる二重の行政機構は、そうでない府県にくらべて、当然その裏付けとなる例外的な財源を必要とするが、その点については第二節で述べることにする。

中央官庁 機能の代行

県が担当した外交事務は、整備された政府機構を前提とすれば、いうまでもなく中央政府の機能たるべきもので、県はそれを代行したのであったが、対内行政でもやはり中央政府未整備のために、県が代行したものがかなりあった。これは、当時としては神奈川県に限ったことではなかったが、この時期の県行財政を特徴づけたものであったことに変わりはない。

その第一は、税関事務である。これは対外関係であるから、前項で述べた領域に含まれるが、のちに大蔵省に吸収されるので、ここに含めておく。はじめ、神奈川県裁判所が神奈川県奉行を引き継いだ際、自動的に当時の税関に当たる運上所も引き継いだ。そののち、明治四年（一八七一）八月に開港開市場の税務は大蔵省の管轄たるべき旨が決定されて、同年十一月から東西運上所は同省へ引き渡された。

その二は、軍事である。軍事はいうまでもなく中央政府専管事項であるが、過渡期の現象として県が所管したことは、前掲の県役職図で示されているとおりである。これも旧神奈川県奉行から引き継いだもので、判官事「知県事の職務のひとつに「兵ヲ監スル」（『県史料』一二五ページ）ことが含まれている。もっとも、中央政府としては兵制統一の必要から、明治元年八月にいちはやく各府県に対して府県兵を禁止する旨を布告したのであるが、これについて、神奈川県は他府県とはちがって「右兵員之儀ニ付テハ各国ヨリ申立モ有之……一日モ不可欠急務ニ付」（『県史料』第五卷 五三二ページ）存置することを認めてほしい旨上申し、その結果が前掲図のような県軍事組織となったのであり、およそ五〇〇人ほどの府兵ないし県兵を保有していた。もっとも、軍監や大隊長などは中央から派遣されていて、これによって中央の統率が維持されたものようである。

その三は、裁判機構である。これは全国共通だと思われるが、はじめ「部内人民ノ訴訟ヲ裁断」(『県史料』一一五ページ)するのは知県事の役目であって、具体的には、財務と同じく庶務の担当であった。さきに、本県が全国一律の定員に従い難い旨を上申したと述べておいたが、その際ふれたように、県の理由付けのひとつとして、当地の貿易の拡大に伴い「移住内外商民相増随テ他所出入ノ者公事聴訟ヲ始メ」(『県史料』一九ページ)事務が繁多であるので、定員では不足すると主張されていた。

その四は、官業である。新設の神奈川県裁判所が旧神奈川県奉行を引き継いだ際、同時に同裁判所は旧幕府が経営していた横浜製鉄所および横須賀製鉄所を接收してその管轄下においた。そのほか、明治に入ってから設置されたものであるが、伝信機・燈明台というような施設も、当初、県の仕事としてはじめられていた。前掲図にかかわらせていえば、このうち製鉄所と燈明台が庶務で扱われていたことは明示されているが、伝信機についてもそうであっただろうと推測される(『県史料』一一六ページ、同書第五卷 四七五ページ)。これらが、財政的にみてどれほどの意義と機能をもっていたかを数量的に分離してとり出すことは、目下のところ不可能であるが、県当局がしばしば主張しているように、それらの多くが、他府県にくらべての神奈川県の特徴であり、かつ特別な負担であったことは明らかであろう。しかし、それらは中央における統一的な地方行政制度確立への歩みにしたがって、次第に整理され、本県も他府県並みのより縮小された行財政をいとむようになっていく。その点を、次項でとりまとめることにしよう。

二 県行財政機構の縮小・整備

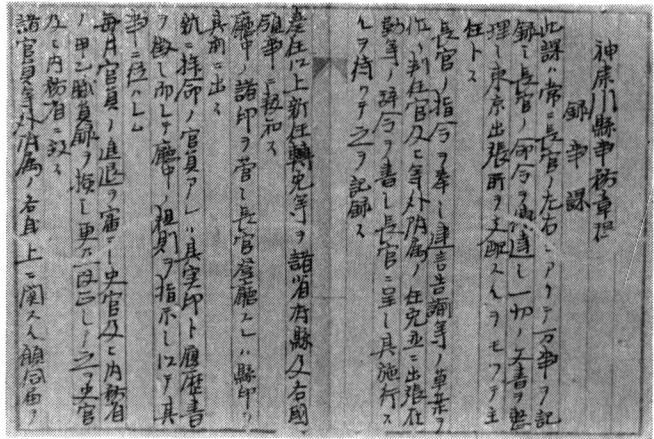
沿革

今までみてきた様相は、いずれもひと言でいえば、中央政府権力機構の未確立を前提とした過渡的な、それゆえ、県としてはいわば過度の負担を示すものであったから、それらは中央政府の整備にともなう次第に縮小され、解消し、神奈川県が他府県と同様の行財政制度をもつようになっていくのは、自然の成行きであった。本項ではその点を追跡することしよう。

まず、本来中央政府が担うべき機構で、はじめに中央へ引き上げられたのは、横浜・横須賀の両製鉄所で、これらはいずれも明治二年（一八六九）十月に大蔵省に移管された。つづいて、明治三年十月に伝信機が民部省へ、明治四年七月燈明台が大蔵省へそれぞれ職員ともども移された。もっとも、これらはいずれも中央と地方を通ずる行財政制度としては必要なものではなく、その移管が本質的に大きな意味をもつとは思えない。しかし、明治四年八月の県兵廃止、十月の運上所の大蔵省移管は、中央集権制度の整備およびそれと表裏をなす県行財政の縮小・整理として重要な意義をもつ。このことは、それらがいずれも国家権力の存立にかかわるものであることを考えれば、容易に理解されるであろう。おそらく財政負担としても、この二つは中央政府の肩代わりとしては最大のものだったのではあるまいか。

同じ明治四年十一月に全国的な「県治条例」が發布され、いちおうそれののっとなって、神奈川県裁判所にも、左のような課が置かれた。

内庁……庶務・租税・聴訟・出納



神奈川県事務章程

県史編纂室蔵

外庁……庶務・聴訟・文書・出納・条約未済国事務取扱・邏卒

一般の府県は、このうち内庁に当たるものをもつにすぎないのであって、神奈川県はそれまでに対内的な中央政府業務からは解放されてきていたとはいえ、この時点では、なお依然として内庁をしのぐ大規模な外庁をもつ特異な県だったことに変わりない。明治五年八月には、裁判事務が新設の神奈川裁判所（従来の「県庁」を意味するものとちがって、これは近代的な意味でのそれ——筆者）に移されるとともに、聴訟課が廃止され、官員は司法省に移管された。一年たらず前、全国共通の体系的な規定として施行された「県治条例」に含まれていた聴訟課が、こうして廃止されたわけで、これはいかにめまぐるしく中央レベルで地方制度を改廃・整備していったかの一例といえよう。そして、これまでの整理によって、内政面での過渡的な中央政府機能肩代わりはほぼ解消したとみなしてさしつかえない。さらに、維新初期の神奈川県行財政を特徴づけた大規模な対外事務機構も、一八七六（明治九）年七月をもって終えることとなる。すなわち、この月、内

外庁の区別が廃止されて内庁庶務課は庶務課となり、外庁庶務課が対外面を総括する外務課に変わり、他の諸課は内外併合され（条約未済国事務取扱課は前年に廃止されている）、神奈川県もはじめて他の諸府県並みの機構へと縮小・整備されたのである。ここにおいて、神奈川県行財政史は、維新期のひとつの転機をむかえたといつてよいであろう。もっとも、右の変更の結果、

各課がそれぞれそのなかに多かれ少なかれ対外事務を含むことになったのであるから、「内外ノ各課混合シ職員ノ制限復タ定規ニ準スルヲ得ス」（『県史料』一二三ページ）というかたちで、むしろ特殊性が内向したといえはいえなくはないが、組織として大幅に整理されることになったことは明らかであろう。それが体系化されたのは、九月一日からである。

すなわち、大綱として「県治条例」に立脚しつつ、県の具体的な事情に適応させて作成された「神奈川県職制」および「神奈川県事務章程」にもとづく組織が、この時からはじまったからである。この体制によって、県は録事・外務・租税・地券・警保・出納・庶務・営繕・訳文・監察の一〇課を置き、その事務を遂行することとなった。このうち、租税・地券・出納が直接に県財政を担当する課であることはいうまでもないが、その他の課も、さまざまなかたちで財務行政に関与していることが「事務章程」からわかる。そこで、維新期を代表するこの「事務章程」によって、当時の特徴的な財務行政をとり出してみよう。⁽¹⁾

租税課など

まず租税課は、「租税一切ノ事務」（以下、『資料編』16近代・現代(6)三および『県史料』三一九ページによる）を司どるが、その意味は中央政府の租税および県限りのいわば県税を取り扱うということであって、同「章程」の同課に関する規定の大部分は、中央の租税の賦課徴収にあてられ、問題のある場合は、大蔵省に具状して指揮を乞うべきことが、繰り返し記されている。「毎月米穀ノ時価ヲ検シテ大蔵省ニ報知スルコト」も、地租が米納から金納へ変わろうとする当時としては重要な役目であった。ともあれ、県の租税課の大部分の役割は、中央の租税の徴収機構たることにあったといつてよいようである。これに対して、県の税についてはごく簡単に「本県ノ費用ニ供スヘキ諸税ノ管下ニ賦スルモノハ例格ニ照シ徴収シテ之レヲ出納課ニ交附ス」、「毎月賦金取立帳簿ヲ精算浄写シテ長官ノ検印ヲ受ケ之レヲ課中ニ蔵ス」とあるにとどまり、規定全体の一〇分の一程度の分量を占めているにすぎない。なお、この租税課や出納課の規定には、当然租税を示す語が



「神奈川県事務章程」抜すい

県史編集室蔵

みられるが、それがかなり多様であって、まだ中央・地方の租税体系が整備されていないこと、および地方のなかでもさまざまな呼称があったことが示唆されている。租税・正租・公税などが中央の租税をさし、県の税は「本県ノ費用ニ供スヘキ諸税」・県税(金)および賦金などとよばれている。

地券課は、従来なくて新設されたものであり、「地券ニ属スル一切ノ事務ヲ管シ土地ノ実価ヲ得テ税法ヲ改正スルヲ以テ主任トス」とある。すでに横浜の市内で地券交付がすすんでいて、地券に関する事務そのものはここではじまったわけではないが、ちょうど地租改正事業が全国的に開始されようとしており、県レベルでそれを担当する課として新設されたのである。地租改正事業関係文書にしばしば登場する「県官」というのは、当時はこの課に所属していたのであろう。

出納課が「総テ金穀ノ出納ヲ管シ其計算ヲ正シ一切ノ用度ヲ支給」するのは当然であるが、「総テ金穀」の操作は、当時の状況を反映してかなりの多彩である。「穀」は、まだ原則として物納だった地租であった倉庫に保管されたものようである。他の租税でもそうしたと思われるが、いわば国税を県の手で収納し、それをすべて中央へいったん納入してしまうのではなく、収納した金穀を「全ク大蔵省ニ納ルモノ」と「其内ヲ割テ直ニ県下ノ用ニ供スルモノ」

ノ」とに分け、国の出先機関として、県内で必要なものは、そこで直接費消するというやり方がとられていたのである。したがって、「大蔵省ヨリ定額金ヲ受領」(「定額金」については、本章第二節で立ち入って検討する)するのも出納課の重要な役目であるが、実際には、右の県内で徴収された分で定額金に当たるものをとめ置いた、ということなのであろう。このほか、同課は「雇外国人ノ月給」や「貫属家禄ヲ給」することなど、この時期ならではの役目を帯びている。

これらは、課名からして財務担当であることは明らかであるが、他課にあっても重要な財務機能をもっているものがある。まず外務課は、外政局・外庁以来の役目で「居留外国人ニ附与スル地券ヲ作り」、「居留地々租及ヒ各国官衙ノ家税ヲ追徴シ」、「居留外国人諸免許ヲ管シ其税ヲ収メ」るなど、要するに、居留外国人の税務は、関税を除いてすべて取り扱っていたわけである。諸務課はいわば当時の産業政策・県民生活全般の担当で、経費支出の大きなルートであり、その意味でむしろ財政と関係があるが、せまい意味の財務では「新旧公債金札公債ノ事務」をここが取り扱っている。営繕課はすべての土木事業と営繕を司ったが、「官費民費ヲ区別シテ」おこなうという重大な責務があった。というのは、維新期には土木事業などの経費を、中央・府県・区町村のいずれがいかなる割合で分担するかのルールが未定であり、しばしば、従来官費でまかされたものは中央で、他は府県・区町村で負担するという方針が示され、それをめぐってトラブルが絶えなかった。これによると、県の営繕課の手でその区分けがおこなわれたことがわかり、たんなる営繕というよりは、中央―地方の負担関係を実質上確定していくという機能をもっていたことが考えられる。

こののち、三新法にいたる間の行政機構の改革で財務関係のものをとり出すと(『県史料』一三七―一三八ページ)、七五年に地券課が廃されて租税課中に正租掛と地理掛がおかれている。これは、土地丈量と地価測定が最大の課題である地租改正事業の本格化に対応したものと考えられる。同じ七五年十一月には、太政官達第二〇三号で「県治条例」が改定され、外務課が廃止